

基準給

職 種	基準給	加 算	職 務 手 当
事務職	150,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	衛生管理者・社会福祉主事・初任者研修修了者 5,000
管理栄養士	160,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	管理栄養士 15,000
調理員	150,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	栄養士 ・調理師 5,000
生活援助員	150,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	介護福祉士 15,000・初任者研修修了者 5,000
介護職・支援員	150,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	介護福祉士 15,000・初任者研修修了者 5,000
生活相談員	160,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事 15,000 介護支援専門員 30,000
保育士	150,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	保育士 又は 幼稚園教諭 15,000
准看護師	160,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	20,000
看護師	180,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	30,000
PT・OT・ST	180,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	25,000

介護支援専門員	180,000	基準給に年齢・経験・特別加算がプラスされます	30,000
---------	---------	------------------------	--------

加算・手当

加算・手当	金額・内容
年齢加算	<ul style="list-style-type: none"> ■ (年齢-18) × 1,000 円 (35 歳以下の場合) + (年齢-35) × 500 円 (50 歳以下の場合) ■ 51 歳~定年 60 歳 同額
経験加算	同職種の経験年数×2,000 円 ※ 但し、異業種での同職種の場合半額とする
特別加算	4 年生大学卒 12,000 円 短大・専門学校卒 5,000 円
配置手当	10,000 円 特別養護老人ホーム・デイサービスセンターの生活相談員・指導員 (必要な有資格者)
夜勤手当	5,000 円 (1 回)
準夜勤・深夜勤手当	2,550 円 (1 回)
扶養手当 (月額)	配偶者 15,000 円 配偶者以外の扶養親族 4,500 円 ※ 支給対象は二人を限度・保育手当との併用なし 配偶者のいない扶養親族 10,000 円 ※ 一人を限度
住居手当 (月額)	職員が世帯主、借家である場合 10,000 円 職員が職務・通勤の都合上、島外から島内に転居した者に限り、30,000 円
保育手当 (月額)	一人目 10,000 円 ・ 二人目 5,000 円 ・ 三人目 2,500 円
介護手当 (月額)	一人目 10,000 円 ・ 二人目 5,000 円 ・ 三人目 2,500 円
通勤手当 (月額)	最高支給限度額 100,000 円
その他	超過勤務手当、深夜勤務手当、宿直手当、年末・年始手当 etc.

賞与

賞与（基準給 + 職務手当 + 役職手当）

4.0ヵ月分

処遇改善交付金・特定処遇改善交付金

処遇改善交付金は介護職員・支援員に勤務年数に応じて支給

特定処遇改善交付金は全職員に基準に応じて支給

最高 約 480,000 円/年

※ 試用期間あり（試用期間中であっても各種保険加入）

福利厚生

休日	年間 120 日
加入保険	雇用・健康・厚生・労災・その他（施設損害保険）
有給休暇	入職 6 ヶ月後に 10 日（上限 20 日・繰越最高 40 日）
特別休暇	結婚・出産・忌引
手当	住居手当・保育手当・介護手当・扶養手当 etc.
休職・休暇制度	育児休業・介護休業・子供の看護休暇
食事	1 食 165 円（全額 330 円／半額施設負担・上限 3,500 円／月）
制服代	入職時 10,000 円／年・2 年目～7,000 円／年）
退職金制度	兵庫県社会福祉協議会退職年金共済加入（半額施設負担）
保育料負担	千鳥会事業所内保育所保育料を全額もしくは一部負担
その他	永年勤続褒賞金制度あり ソウエルクラブ（全額施設負担） 互助会（半額 6,000 円施設負担／年）